

上野事務所ニュース

28年10月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

最低賃金の更新について

地域別最低賃金が10月より更新されました。金額は以下の通りです。

	更新前	更新後	差額
千葉 (10/1)	817	842	+25
埼玉 (10/1)	820	845	+25
東京 (10/1)	907	932	+25

事業主はこの額を下回る賃金で労働者を使用することはできません。なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。

地域別最低賃金とは別に、はん用・生産用機械器具製造業などの産業では、特定最低賃金があります。こちらについては決まり次第（例年11月末頃）お知らせいたします。

労働条件の明示について

労働契約を締結する（更新する場合を含みます）際、労働条件については、必ず明示

しなければならない「絶対的明示事項」と、定めがある場合には必ず明示しなければならない「相対的明示事項」があります。これらは、労働条件が明確でないことによって労使紛争が増えることを未

然に防止するため、使用者に義務付けられているものです。

絶対的明示事項	相対的明示事項
①労働契約の期間に関する事項	①退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
②就業の場所及び従事すべき業務に関する事項	②臨時に支払われる賃金（退職手当を除く）、賞与等及び最低賃金額に関する事項
③始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合における就業時転換に関する事項	③労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
④賃金（退職手当及び臨時に支払われる賃金等を除く）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項	④安全衛生に関する事項
⑤退職に関する事項（解雇の事由を含む）	⑤職業訓練に関する事項
	⑥災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
	⑦表彰及び制裁に関する事項
	⑧休職に関する事項

「絶対的明示事項」は、昇給に関する事項を除き、「書面」の交付により労働者に明示しなければなりません。絶対的明示事項（昇給に関する事項を除く）以外の労働条件は、「口頭」での明示でもよいとされています。ただし、パートタイマーについては、昇給、退職金、賞与の有無、雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について書面で明示しなければなりません。

社会保険加入 時と給与が異 なった場合

社会保険の資格取得手続きをする際、従業員の社会保険料のもととなる標準報酬月額を決定し年金事務所へ提出します。

この標準報酬月額は、通勤交通費を含めた給与の見込み額で決定しますが、あくまでも見込み額であるため、実際に勤務して支払われた給与額との間に大きな差が生じることがあります。

一般的に、資格取得後3ヶ月の平均給与からみた標準報酬月額が、資格取得時の標準報酬月額と比べて2等級以上の差があった場合に訂正手続きを行いません。

また、「固定的賃金」に変更はなく、残業代や歩合給などの「非固定的賃金」にのみ大きな差が生じた場合には訂正する必要はありません。ただし、今後とも2等級以上の差が続くようであれば手続きを進めます。

訂正手続き後に保険料が上がる場合、数ヶ月分の保険料の訂正になることがあります。会社にも、従業員にも負担となりますので、入社後「固定的賃金」に大きな変更がある場合にはご連絡ください。

Q&Aなぜなにどうして？

Q； 仕事上のけがで受診した病院は、**労災指定を受けていない病院**でしたが、**薬局は、労災指定を受けている薬局**でした。

薬局の窓口で、「受診した病院が労災指定病院ではないので、薬局分も労災扱いにできません。」と言われたので、費用を薬局に支払ったそうです。説明された通り労災扱いにならないのでしょうか？

A； 1.治療費にかかる用紙の種類について
受診する病院が労災指定医療機関か否かで労災の用紙の種類が異なります。

【労災指定医療機関の場合】

「療養補償給付たる療養の給付請求書」(様式第5号)を病院の窓口へ提出し

ます。治療でかかった費用を支払う必要はありません。費用は監督署から直接病院へ支払われます。転院する場合は、転院先へ様式第6号を出します。

労災の用紙がない状態で受診をした場合は、費用を一旦立て替えますが、様式第5号の用紙を持っていくと返金をしてくれます。

【労災指定医療機関ではない場合】

一旦治療でかかった費用を立て替えて支払い、「療養補償給付たる療養の費用請求書」(様式第7号)に医師の証明をもらい、領収書を添付して監督署へ提出します。かかった費用は後日振り込まれます。

2. 今回の手続について

受診した病院は、労災指定医療機関ではないので、様式第7号に立て替えた費用の領収書を添えて監督署へ提出し、費用の請求をします。

薬局では、薬局分も労災扱いにできないと説明を受けたそうですが、その説明は誤りです。薬局は労災指定医療機関の指定を受けていますので、様式第5号を窓口へ提出します。病院と薬局は、労災指定医療機関の指定を受けているか否かについて別々に判断をします。今回のように受診した病院が労災指定を受けていなくても、薬局が労災指定を受けているのであれば、薬局でかかった費用は支払う必要がありません。

仮に、薬局の説明通りに労災扱いとはせずに、費用を立て替え払いし、「療養補償給付たる療養の費用請求書(薬局)」(様式第7号(2))で手続を進めたとしても、監督署で受け付けてもらうことができます。ただし、この場合、用紙に病院の医師と薬局の薬剤師の両方から証明をもらわなければならない、それぞれに証明料がかかる場合があります。証明料は自由診療ですので、医療機関によって2,000円であったり10,000円であったりと金額はさまざまなようです。この証明料は労災の対象にはなりません。最初から様式第5号で手続を進めてください。